

契 約 図 書

【起工設計】

工 事 名：竹内地区ほか除草業務委託

施工位置：境港市竹内団地ほか

数量集計表 1 / 2

委 託 名	竹内地区ほか除草業務委託
-------	--------------

[illegible]

数量集計表 2 / 2

委託名		竹内地区ほか除草業務委託			
工事区分・工種	種別・細別	規格	単位	数量	摘要
日野川工業用水道維持					延べ面積 12,900
除草工（浄水場ほか）					
除草					
機械除草		肩掛式	m2	12,900	12,882
集草			m2	8,700	8,716
積込・荷卸			m2	5,700	5,718
運搬		L=23.7 k m	m2	4,900	4,850
運搬		L=22.6 k m	m2	900	868
草処分		過年度実績	t	4	4
水力発電所維持					延べ面積 17,000
除草工（新幡郷発電所）					
除草					
機械除草		肩掛式	m2	16,600	16,593
集草			m2	500	462
フェンス除草			m	200	226
伐竹・集積・積み込み・運搬		運搬距離 L=13.8 k m	m2	200	200
		※処分は変更対応			



特記仕様書

業務名：竹内地区ほか除草業務委託

施工位置：境港市竹内団地ほか

【目的】

本業務は、鳥取県企業局が管理する工業団地・太陽光発電所・日野川工業用水道管理地・新幡郷発電所管理地の適正な維持管理のため、除草作業を行うものである。

【適用範囲】

本業務の履行に当たっては、この特記仕様書によるほか、契約図書によること。

【施工位置】

竹内工業団地：境港市竹内団地

竹内西緑地太陽光発電所：境港市竹内町

境港中野太陽光発電所：境港市中野町

日野川工業用水道：米子市観音寺～西伯郡伯耆町大殿

新幡郷発電所：西伯郡伯耆町中祖～金廻

【作業予定時期】

除草期間は6月～9月下旬を予定している。ただし、草の発育状況等により時期を調整する可能性があるため、作業時期について着手前に監督員と協議すること。

【除草範囲の変更等】

本業務にて実施する除草箇所は、企業局の管理する工業団地等であるが、分譲や借地等の理由で除草面積が増減する可能性がある。

上記理由に伴う業務数量の変更については、別途、指示書を発出し、設計変更にて処理するものとする。

【刈草の処理】

除草後の刈草については、施工箇所毎に指定する範囲内の集草を行い、飛散等支障ないように現地に存置すること。

また草刈中についても、飛石等により隣接する事業所等に影響のないよう十分注意して作業を行うこと。なお、飛散防止措置に関する費用については積算計上してある。

【刈草の処分】

日野川工業用水道の刈草処分については、境港市中海干拓地の山陰エコシステムに運搬処分を計上している。(運搬距離 23.7km：西部事務所から、運搬距離 22.6km：大川現場から)

【ゴミの処理】

区画内にゴミが存在する場合は、収集し、処分施設へ運搬・処分すること。実績数量により設計変更を行うため、作業終了後は速やかにマニフェスト等を提出すること。

【施工管理】

本業務における施工管理は下記のとおり実施すること。

工 種	施工管理基準	施工検査（監督員立会）
除 草	施工箇所毎の施工前、中、後の写真による管理。 （施工前、後） ：区画ごとに全景が確認できるものを2枚ずつ （施工中） ：区画ごとに各工種（機械除草、人力除草、集草）の作業状況がわかるものを1枚ずつ	全施工箇所について、作業終了後に監督員が完了状況を確認する。 （作業終了後は速やかに監督員へ報告し、立会検査の日程調整を行う。）

【諸経費率】

本業務は堤防除草等と同程度のため、河川維持の諸経費を見込んでいる。

【その他】

その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行うこと。